

28P1-pm331

要指示薬フィラリア症予防薬のオークションにおける取引について

○西野 正雄¹, 林 優樹¹, 菰田 綾佳², 西野 ゆり⁴, 森田 祐基³, 宮本 如奈⁵, 高倉 弘士⁶, 乾 真由美⁷, 畠山 有理⁸(¹府立富田林高校, ²府立藤井寺高校, ³初芝富田林高校, ⁴府立長野高校, ⁵同志社大文, ⁶立命館大産業社会, ⁷大阪薬大, ⁸長崎大薬)

「目的」・海外の医薬品を imedical.com 等で個人輸入が可能である。しかし、この場合も使用者と購入者は同一である必要がある。産業動物用のイベルメクチン製剤を、使用許可されていない犬に使用する等が議論後、犬フィラリア症予防薬イベルメクチンなどが要指示医薬品に指定された。しかし、個人輸入品と思われるフィラリア症予防薬がネットオークションで堂々と売買されている。獣医師会などの警告にもかかわらず現在尚販売が継続されている、その実態を調査すると同時に、その問題点を考察する。

「方法」・ヤフーオークションにて、犬、フィラリア、薬をキーワードとして犬フィラリア症予防薬の取引の状況を調査した。

「結果及び考察」・2006年4月16日から約一ヶ月間調査した場合、15件のフィラリア症治療薬が取引されていた。形態は個人取引であり、成分に関する注意書きがあるものは一件で、簡単な説明のみと製品の写真掲載なしが7件ずつであった。また、殆どが獣医師の指示に従って使用することを表示していることから、これは確信犯的販売方法であると言える。しかし、現実にペットショップを介した廉価な予防薬が巷に流通している事実は周知の事項である。販売側に、当該医薬品を要指示薬に指定することは、獣医師による独占的医薬品使用を既得権益保護という立場からの決定であり、不合理だという声があることも事実である。最近、動物用麻酔薬が麻薬指定され、獣医師の中に少々の混乱が生じているが、医薬品の要指示薬指定、麻薬指定などの審議過程を、十分な科学的データを添付し一般に公開する必要性を強く感じる。オークションでの警告・出品というイタチごっこを断ち切るには、そのような行政側の努力が必要であると考えられる。